

第2次築上町総合計画（基本・実施計画）策定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、第2次築上町総合計画（基本・実施計画）策定支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の名称

第2次築上町総合計画（基本・実施計画）策定支援業務

(2) 業務の内容

別紙「第2次築上町総合計画（基本・実施計画）策定支援業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月24日まで

(4) 提案上限額

6,372,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること。ただし、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 築上町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。
- (3) 国税及び地方税について、未納がないこと。
- (4) 過去5年以内（平成23年度から平成27年度）に、本町もしくは他の自治体で同種または類似業務の実績があること。

4 参加手続き

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・会社概要（様式2）
- ・業務実績（様式3）
- ・業務の実施体制（様式4）
- ・国税、県税、町税に係る滞納がないことの証明書の写し（築上町の競争入札参加資格を有していない業者のみ）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（築上町の競争入札参加資格を有していない業者のみ）

- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出期間
平成28年6月9日(木)から平成28年6月24日(金)まで
- (4) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合、書留郵便又は配達証明に限る)。持参の場合は、築上町役場の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- (5) 提出場所(担当課)
〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
築上町役場 企画振興課 地域創生推進係

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
平成28年6月9日(木)から平成28年6月16日(木)まで
- (2) 提出方法
別紙「質問書」により電子メールで担当課宛てに送信すること。電話又は直接来庁による質問には応じない。
- (3) 質問に対する回答
平成28年6月22日(水)までに、町ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ・企画提案書(様式任意)
 - ・業務工程表(様式任意)
 - ・見積書(様式任意)
- 金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。
また、業務内容ごとに、積算根拠の内訳及び明細を明らかにすること。
- (2) 提出部数
正本 1部(見積書については、代表者印を押印のこと)
副本 8部(正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること)
- (3) 提出期間
平成28年6月9日(木)から平成28年6月27日(月)まで
なお、期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、書留郵便又は配達証明に限る）。持参の場合は、事前に電話連絡の上、各日午前8時30分から午後5時まで提出すること（築上町役場の閉庁日を除く）。

(5) 提出場所

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
築上町役場 企画振興課 地域創生推進係

7 審査の進め方

(1) 審査方法

・1次審査

応募者数が3者を超えた場合は、1次審査を実施する。1次審査は、提出書類の内容を審査し、上位3者がプレゼンテーションを実施できるものとする。なお、応募者が3者以下の場合でも、提出書類に不備があった場合には失格とする。

選考結果及びプレゼンテーションの詳細については、応募者全員に、平成28年7月4日（月）までに、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

・プレゼンテーション

審査は、「第2次築上町総合計画（基本・実施計画）策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において選定する。

ア 実施日時及び場所

平成28年7月上旬～中旬予定、築上町役場内において実施。

イ 実施内容

1事業者につき20分以内

（企画提案書等の説明：15分以内、質疑応答：5分程度）

ウ 審査項目及び配点

別紙「審査基準」のとおり

エ その他

(ア) プレゼンテーション審査の順番は、プレゼンテーション当日の審査前に、くじ引きにより決定する。

(イ) プレゼンテーションで使用する資料は、提出された書類のみとする。

企画提案書にない追加提案や追加資料の配付は認めない。

(ウ) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、企画提案者が準備すること。なお、スクリーン、プロジェクターについては築上町が準備する。

(エ) プレゼンテーション出席者数は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者3名以内の計4名以内とする。プレゼンテーションは、本業務に直接携わる者が主に行うこと。

(オ) 遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 選定方法及び審査結果の通知

- (1) 企画提案者から提出された書類の内容を審査して、契約の相手となる者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。ただし、審査の結果、同点となった場合は、くじ引きにより決定する。また、参加業者が1者のみの場合においても、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- (2) 候補者に選定された事業者と築上町が協議し、企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。なお、候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者に選定された事業者と交渉を行う。
- (3) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての事業者に速やかに通知する。また、併せて築上町ホームページにも掲載する。

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の見積額（税込）が提案上限額を超える場合

10 その他留意事項

- (1) 参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、企画提案書の著作権は、応募者に帰属するが、選定結果の公表等に必要の場合は、応募者の承諾を得て内容を無償で使用できるものとする。

- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、築上町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 業務の実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの了解を得なければならない。
- (7) 契約及び手続きは、築上町財務規則及び業務委託契約約款による。

11 受託者決定までのスケジュール

プロポーザル告示 参加表明書受付開始 企画提案書受付開始 質問受付開始	平成28年6月9日(木)
質問〆切	平成28年6月16日(木)
質問回答期限	平成28年6月22日(水)
参加表明書提出〆切	平成28年6月24日(金)
企画提案書提出〆切	平成28年6月27日(月)
一次審査結果通知	平成28年7月1日(金)
二次審査実施	平成28年7月上旬～中旬予定
二次審査結果通知 受託候補者決定	平成28年7月上旬～中旬予定

12 問合せ先

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

築上町役場 企画振興課 地域創生推進係 担当：塩田・川内

T E L : 0930-56-0300(内線 361)

F A X : 0930-56-1405

E-mail : kikaku@town.chikujo.lg.jp

(別紙)

審査基準

評価項目	評価基準	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.5)	D (0.3)	E (0.1)
実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。 (実績のある技術者の確保や担当人数などは十分かなど。)	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
調査業務に関する提案	現状把握と課題、今後の方向性等の分析方法等は的確か。 (アンケート分析や現状分析の観点や手法、プロセス等が明確で適切かなど。)	15点	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
総合計画に関する提案	計画策定に対する基本的な考え方等提案内容は的確か。 (本町の現況や環境、昨今の社会情勢の変化を的確に把握し、策定に向けての考え方が示されているかなど。)	25点	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
業務内容に関する提案	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、策定に係る一連のプロセスが明確に示されているか。 (業務工程が具体的かつ実施可能なものか。庁内会議や審議会などの運営イメージや業務遂行プロセス等が分かりやすく提案されているか。独創的で実施可能な提案がなされているか。町民にも分かりやすい計画書の作成に向けた手法が示されているかなど。)	20点	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
実績	2点×件数(上限10点)	10点					
積算	仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確か。	10点					
合計		100点					

※各評価項目に関する記述がない場合は評価しない。